

事務処理特例制度を活用した人事権移譲の動き

- 大阪府においては、知事の指示の下、府全体の取組として、条例による事務処理特例を活用した府から市町村への権限移譲を進めており、教育行政においても、県費負担教職員の人事権等の権限移譲の可能性について検討が進められてきた。
- これについて、府内の検討において、一度は困難と結論づけたものの、知事の強い意向により、現行法制上、移譲が可能かどうかについて、府教委より文部科学省に対し事務的に問い合わせがあった。その後、平成22年4月15日に大阪府の橋下知事が鈴木副大臣を来訪され、同様の要請があった。
- これを受け、文部科学省において、内閣法制局など関係部局とも協議して法令解釈を行い、同年4月30日、大阪府に対し、県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、事務処理特例制度を活用して、県費負担教職員の任命権に属する事務を市町村が処理することとすることができる旨を回答。
- その後、大阪府の北摂地域（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）への権限移譲について、大阪府教委及び3市2町のプロジェクトチームにおいて検討が進められ、平成23年6月3日、府議会において特例条例が成立した。
- 上記条例が施行され、任命権が正式に移譲されるのは平成24年4月であるが、既に平成23年4月、豊能地区準備室が設置され、府教委からの事務引継、人事管理システムの整備等が進められている。

(参考条文) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和31年法律第162号) (抄)

(任命権者)

第37条 市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号) 第1条及び第2条 に規定する職員 (以下「県費負担教職員」という。) の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 (略)

(条例による事務処理の特例)

第55条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第24条の2第1項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

4 都道府県の議会は、第1項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かななければならない。

5～10 (略)

平成22年4月30日

大阪府知事
橋下 徹 殿

文部科学副大臣
鈴木 寛

先日ご訪問いただいた折にお話のありました、県費負担教職員の任命権、市町村の学校の種類ごとの定数の決定権、学級編制基準の決定権を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づく条例による事務処理の特例制度の活用により市町村に移譲することについては、以下のとおり考えます。

なお、それぞれについて法制的に検討した結果は別紙のとおりですので、ご参照下さい。

【県費負担教職員の任命権】

- 教職員の適正配置と人事交流の円滑化により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、事務処理特例制度を活用し、市町村が処理することとする事は可能。

【県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数の決定権】

- 事務処理特例制度を活用することはできないが、都道府県教育委員会が定めた市町村別の総定数の中で、学校の種類ごとの定数について市町村教育委員会の希望を最大限尊重して都道府県教育委員会が定数を決定することにより、事務処理特例制度を活用した権限移譲と同様の運用を行うことが可能。

【学級編制基準の決定権】

- 事務処理特例制度を活用することはできないが、都道府県教育委員会の学級編制に関する基準を弾力化して、市町村教育委員会が希望する一学級の児童生徒数を最大限尊重して都道府県教育委員会が同意を与えることにより、事務処理特例制度を活用した権限移譲と同様の運用を行うことが可能。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 55 条第 1 項に基づき、以下の大阪府教育委員会の権限に属する事務等に関し、条例により市町村が処理することとすることについて法制的に検討した結果は、以下のとおりである。

- (ア) 県費負担教職員の任命権（地教行法第 37 条第 1 項）
- (イ) 市町村の学校の種類ごとの定数決定権（地教行法第 41 条第 2 項）
- (ウ) 学級編制基準の決定権（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 2 項）
- (エ) 給与負担（市町村立学校職員給与負担法第 1 条）

(ア)について

教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、条例による事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することとする事は可能である。

(イ)について

地教行法第 41 条第 2 項は、定数の決定及び職員組織と職員配置の適正化について、市町村教育委員会との関係において都道府県教育委員会が果たすべき特段の役割を規定しているものであり、条例による事務処理の特例制度を活用して市町村が処理することとする事はできない。

(ウ)について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条、第 4 条及び第 5 条は、市町村教育委員会との関係において、学級規模の適正化を図るために都道府県教育委員会の果たすべき特段の役割を定めたものであり、条例による事務処理の特例制度を活用して市町村が処理することとする事はできない。

(エ)について

市町村立学校職員給与負担法は、第 1 条及び第 2 条に掲げる市町村立学校教職員の給料その他の給与等について、都道府県の負担とすることとしているが、条例による事務処理の特例制度の対象となるのは、都道府県教育委員会の権限に属する事務であることから、この給与の負担を市町村に負わせることはできない。

府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会 教職員室 教職員企画課・教職員人事課

■改正の理由

- (1) 地方分権を一層推進する観点から、豊能地区3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）の公立小中学校の教職員（府費負担教職員）の人事権を、当該市又は町へ移譲するため、所要の改正を行う。
- (2) 国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行う。

■改正の内容

- (1) 条例の名称を「府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に改める。
- (2) 豊能地区3市2町の府費負担教職員の「任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務」並びに「研修に関する事務」を当該市又は町が処理することとする。
- (3) 「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」が「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」となることに伴う規定整備。

■施行期日

- (1) 条例の名称及び教職員人事権の市又は町への移譲
平成24年4月1日
- (2) 子ども手当支給法改正に伴う規定整備
公布の日

■政策アセスメント・制度間調整

- (1) 教職員人事権の市又は町への移譲について
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条の規定による知事と市町長との協議（平成23年4月28日同意）
 - ・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和39年大阪府条例第45号）の一部改正
 - ・職員の退職手当に関する条例の一部改正（昭和40年大阪府条例第4号）の一部改正
 - ・職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）の一部改正
 - ・職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）の一部改正
- (2) 子ども手当支給法改正に伴う規定整備について
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条の規定による知事と大阪市長との協議（平成23年5月10日同意）

大阪府条例第 号

府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例

に関する条例の一部を改正する条例

第一条 府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。</p> <p>一一三（略）</p>	<p>第三条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。</p> <p>一一三（略）</p>

第二条 府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。次条において「法」という。）第五十五条第一項の規定に基づき、大阪府教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。）第一条及び第二条に規定する職員の人事行政事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により大阪府教育委員会の権限に属する任免、給与（非常勤の講師（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務であつて、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員（負担法第一条に規定する職員に限る。次条から第五条までに於いて同じ。）に係るものは、当該市又は町が</p>	<p>府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る事務処理の特例に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、大阪府教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。）第一条及び第二条に規定する職員の給与の支給等に関する事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

処理することとする。

第三条 地方公務員法第三十九条第二項並びに教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の研修に関する事務であつて、池田市、箕面市、豊能町及びび能勢町が設置する学校の職員に係るものは、当該市又は町が処理することとする。

2| 教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指導改善研修に関する事務であつて、豊中市が設置する学校の職員に係るものは、豊中市が処理することとする。

第四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。

一一三 (略)

第五条 (略)

第六条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、池田市及び箕面市を除く。以下この条において同じ。)、町(豊能町及びび能勢町を除く。以下この条において同じ。)、及び村が設置する学校の職員(負担法第一条及び第二条に規定する職員に限る。)に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一三 (略)

第七条 (略)

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員(負担法第一条に規定する職員に限る。次条において同じ。)に係るものは、大阪府が処理することとする。

一一三 (略)

第三条 (略)

第四条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市及び堺市を除く。以下この条において同じ。)、町及び村が設置する学校の職員(負担法第一条及び第二条に規定する職員に限る。)に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。

一一三 (略)

第五条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際第二条の規定による改正後の府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第二条及び第三条に規定する事務に係るそれぞれの法令若しくは府の条例若しくは規則(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百十八条の四第二項に規定する規程を含む。)(以下「法令等」という。)の規定により大阪府教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により大阪府教育委員会に対して

なされた申請その他の行為で、施行日以後においては新条例第二条及び第三条に規定する市若しくは町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市若しくは町の教育委員会がした処分その他の行為又は当該市若しくは町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(不利益処分に関する経過措置)

3 施行日前に新条例第二条及び第三条に規定する市又は町が設置する学校の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員に限る。)に対して行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

4 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第五条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、任命権者(大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2―6 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第五条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、任命権者(大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2―6 (略)</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事委員会の調査審議等) 第十八条 (略)</p>	<p>(人事委員会の調査審議等) 第十八条 (略)</p>

2 | 6 (略)
 7 大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に規定する職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議について、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、当該市又は町に係る当該職員については、前各項の規定は、適用しない。

附則

1 | 32 (略)
 (退職手当の特例)
 33 附則第二十七項に規定する職員その他任命権者（大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定するものについては、府の教育委員会とする。以下この項において同じ。）が人事委員会と協議して定める職員が退職した場合には、当分の間、任命権者が知事と協議して定める額をこの条例の規定による退職手当の額に加算することができる。

2 | 6 (略)
 7 大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に規定する職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議について、大阪市又は堺市の条例の規定で前各項の規定に相当するものがあるときは、当該市に係る当該職員については、前各項の規定は、適用しない。

附則

1 | 32 (略)
 (退職手当の特例)
 33 附則第二十七項に規定する職員その他任命権者（大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定するものについては、府の教育委員会とする。以下この項において同じ。）が人事委員会と協議して定める職員が退職した場合には、当分の間、任命権者が知事と協議して定める額をこの条例の規定による退職手当の額に加算することができる。

6 (職員の給与に関する条例の一部改正)
 職員 の 給与 に関する 条例 (昭和四十年大阪府条例第三十五号) の 一部 を 次の よう に 改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

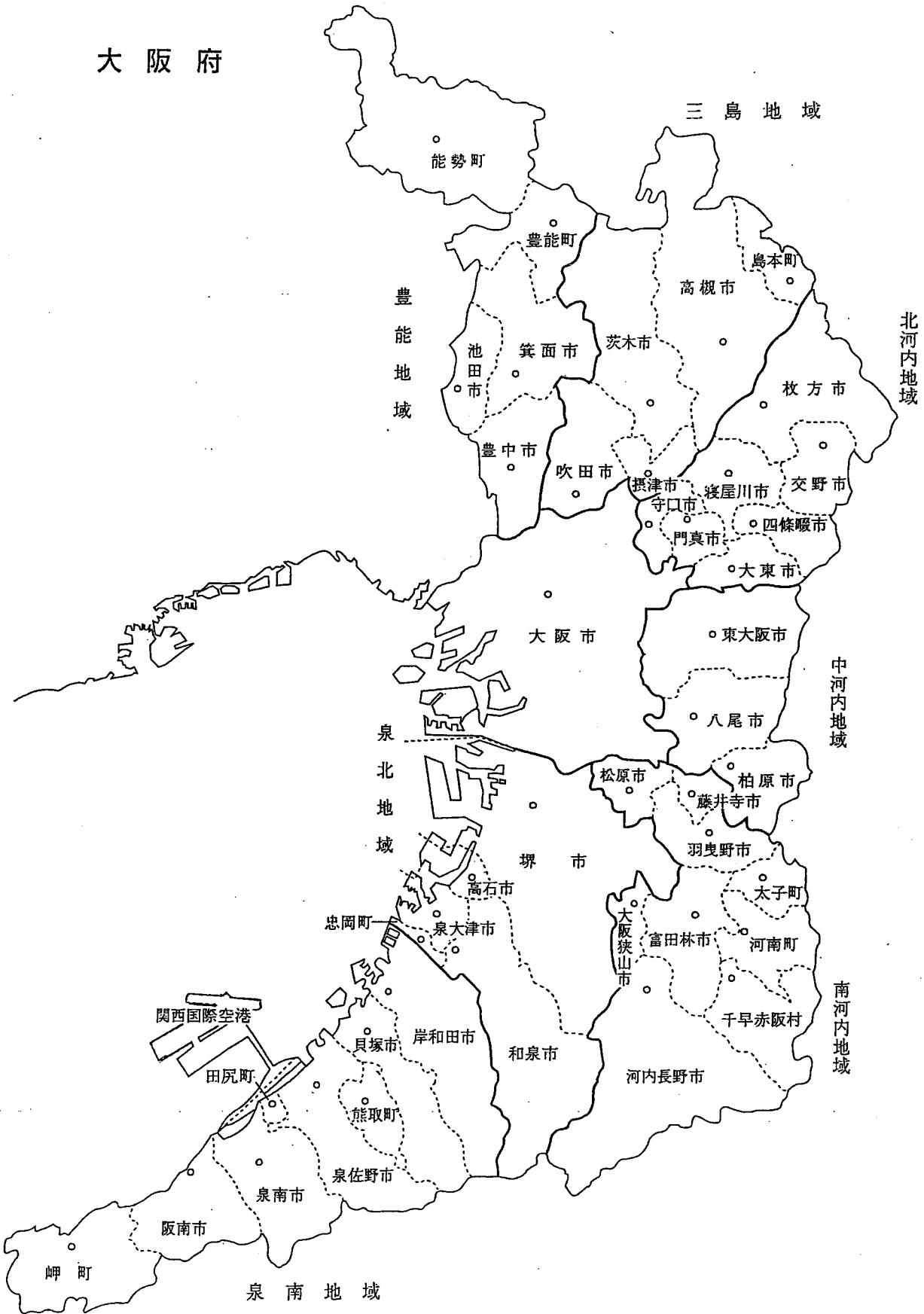
改正後	改正前
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、任命権者(大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、任命権者(大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。)が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p>

7 (職員の旅費に関する条例の一部改正)
 職員 の 旅費 に関する 条例 (昭和四十年大阪府条例第三十七号) の 一部 を 次の よう に 改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者(大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。第二十条、第二十二條、第三十一條、第三十二條、第三十六條、第三十九條、第四十一條及び第四十二條において同じ。)が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務)をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない者については、任命権者(大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。第二十条、第二十二條、第三十一條、第三十九條、第四十一條及び第四十二條において同じ。)が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務)をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p>

大阪府



大阪府内公立小中学校数等一覽

H22.5.1

市町村名	人口	学校数			児童生徒数			教員数			
		小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	
豊能地区	能勢町	11,659	6	2	8	540	388	928	83	43	126
	豊能町	21,976	4	2	6	985	586	1,571	81	49	130
	豊中市	389,359	41	18	59	21,792	9,653	31,445	1,173	638	1,811
	池田市	104,171	11	5	16	5,505	2,435	7,940	306	163	469
	箕面市	129,777	13	7	20	7,177	3,130	10,307	391	219	610
	計	656,942	75	34	109	35,999	16,192	52,191	2,034	1,112	3,146
三島地区	島本町	28,922	4	2	6	1,702	751	2,453	109	64	173
	吹田市	355,567	35	18	53	20,692	8,906	29,598	1,043	555	1,598
	高槻市	357,423	41	18	59	19,801	8,918	28,719	1,113	577	1,690
	茨木市	274,832	32	15	47	16,834	7,298	24,132	927	459	1,386
	摂津市	83,696	10	5	15	4,830	2,227	7,057	280	147	427
	計	1,100,440	122	58	180	63,859	28,100	91,959	3,472	1,802	5,274
北河内地区	守口市	146,554	18	9	27	7,753	3,889	11,642	449	272	721
	枚方市	407,997	45	19	64	23,874	11,009	34,883	1,231	652	1,883
	寝屋川市	238,244	24	12	36	13,196	6,342	19,538	704	405	1,109
	大東市	127,203	15	8	23	7,487	3,535	11,022	430	243	673
	門真市	130,368	15	7	22	7,142	3,488	10,630	414	242	656
	四條畷市	57,561	7	4	11	3,890	1,677	5,567	199	113	312
	交野市	77,710	10	4	14	5,060	2,352	7,412	267	136	403
	計	1,185,637	134	63	197	68,402	32,292	100,694	3,694	2,063	5,757
中河内地区	東大阪市	509,632	54	26	80	27,366	13,017	40,383	1,448	870	2,318
	八尾市	268,652	29	15	44	15,719	7,592	23,311	843	487	1,330
	柏原市	74,840	11	6	17	4,238	2,104	6,342	244	153	397
	計	853,124	94	47	141	47,323	22,713	70,036	2,535	1,510	4,045
南河内地区	太子町	14,215	2	1	3	1,020	497	1,517	57	34	91
	河南町	17,032	5	1	6	917	480	1,397	77	28	105
	千早赤阪村	6,015	2	1	3	259	130	389	26	17	43
	富田林市	119,454	16	8	24	6,861	3,651	10,512	383	243	626
	河内長野市	112,518	14	7	21	6,132	2,918	9,050	338	194	532
	松原市	124,400	15	7	22	7,317	3,714	11,031	400	243	643
	羽曳野市	117,702	14	6	20	7,131	3,383	10,514	377	217	594
	藤井寺市	66,174	7	3	10	3,755	1,795	5,550	194	107	301
	大阪狭山市	58,238	7	3	10	3,484	1,540	5,024	180	102	282
計	635,748	82	37	119	36,876	18,108	54,984	2,032	1,185	3,217	
泉北地区	忠岡町	18,119	2	1	3	1,188	513	1,701	62	35	97
	泉大津市	77,564	8	3	11	5,468	2,524	7,992	278	145	423
	和泉市	185,017	21	10	31	12,769	5,807	18,576	663	361	1,024
	高石市	59,523	7	3	10	3,806	1,575	5,381	198	103	301
計	340,223	38	17	55	23,231	10,419	33,650	1,201	644	1,845	
泉南地区	熊取町	45,072	5	3	8	2,913	1,305	4,218	145	86	231
	田尻町	8,084	1	1	2	579	233	812	28	19	47
	岬町	17,509	4	1	5	880	446	1,326	61	31	92
	岸和田市	199,172	24	11	35	12,645	6,202	18,847	672	397	1,069
	貝塚市	90,531	11	5	16	6,208	2,736	8,944	325	176	501
	泉佐野市	100,830	13	5	18	6,420	2,906	9,326	346	179	525
	泉南市	64,416	11	4	15	4,459	2,029	6,488	252	130	382
	阪南市	56,663	12	5	17	3,524	1,698	5,222	218	126	344
	計	582,277	81	35	116	37,628	17,555	55,183	2,047	1,144	3,191
合計(政令除く)	5,354,391	626	291	917	313,318	145,379	458,697	17,015	9,460	26,475	
大阪市	2,666,371	303	131	434	120,991	58,802	176,793	6,972	3,820	10,792	
堺市	842,134	94	43	137	48,023	21,574	69,597	2,525	1,363	3,888	
府内合計	8,862,896	1,023	465	1,488	482,332	222,755	705,087	26,512	14,643	41,155	

※平成22年国勢調査・学校基本調査